

最高裁秘書第658号

令和5年3月20日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 堀田眞哉

司法行政文書不開示通知書

令和5年2月14日付け（同月17日受付、第040554号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

令和4年2月8日付の通報に関して作成された、同年6月16日付の調査結果報告書（最高裁判所総務局長が作成したもの）

2 開示しないこととした理由

1の文書の存否を答えることは、不開示情報である個人の権利利益を害するおそれのある情報及び公益通報制度の運用に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報（行政機関情報公開法第5条第1号及び第6号に相当）を開示することとなるので、その文書の存否を答えることはできない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）